

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年6月5日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号：12 国名：ナイジェリア 担当：地球環境部
案件名：水・衛生分野におけるアブジャ・ラゴス情報収集・確認調査（水道政策・組織・経営）

1 今回契約予定のコンサルタント
水道政策・組織・経営 3号

2 契約予定期間：全体 2013年7月中旬から2013年9月中旬まで
業務予定期間（日数） 準備期間 派遣期間 整理期間 M/M
水道政策・組織・経営 3 23 4 1.12
（現地：0.77M/M、国内：0.35M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：6月19日(12時まで)
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- | | |
|--------------------|----|
| ア 業務方針の的確性 | 6 |
| イ 業務方法の整合性、現実性等 | 12 |
| ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 | 2 |
- (2) 業務従事者の経験能力等
- | | |
|-------------------------------|----|
| ア 担当事項：水道政策・組織・経営 | |
| (ア) 類似業務の経験 | 40 |
| (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 8 |
| (ウ) 語学力 | 16 |
| (エ) その他 学位、資格等 | 16 |
- (計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）
対象国/地域：ナイジェリア/全途上国
類似業務：都市給水に係る各種業務

6 条件

補強認めない。
参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

ナイジェリア（以下「ナ」国）の国別援助方針においては、従来地方給水が重点分野となっていたことから、我が国はこれまで地方給水改善に向けた井戸掘削にかかる機材整備及び技術支援を行ってきた（36州中13州を支援）。近年、ナイジェリア政府が、2009年12月に採択した開発戦略「Vision20:2020」において2020年までに経済規模で世界上位20位入りするとの目標を掲げたのを受け、2012年12月に改定された我が国の対ナイジェリア国別援助方針においても、同戦略を踏まえ、産業インフラの改善・及び成長を社会開発につなげるための協力を通じて持続的な経済・社会発展を支援することを基本方針としている。具体的には、首都アブジャ（以下、連邦首都地区）やラゴス市周辺において、社会サービスの改善を中心とした支援を行い、特に水供給の改善等に向けた施設整備や技術移転を通して生活環境改善に貢献するという新たな方針が打ち出されている。この新たな方針に沿った形で、連邦首都地区水道公社からは無収水対策にかかる技術協力の要請がなされている。

こうした協力の可能性を念頭におきつつ、連邦首都地区における給水及び衛生改善にかかる現状や課題、政府や他ドナーの取り組みを明らかにし、我が国協力の方向性を検討するための基礎情報を収集する目的で、本調査を実施するものである。

ナイジェリア国（以下「ナ」国）連邦水資源省は、全国の改善された水源を利用する人の割合を2015年までに75%、2020年までに90%とする目標を掲げているが、「ナ」国全体においても、改善された水源を利用する人の割合は1990年から2006年にかけて50%から47%に減少している。都市部は村落部より給水率は高いが、急激な人口増加により給水サービスが追い付かず、都市部での改善された水源を利用する人の割合は、1990年の79%から2010年には74%に低下している（UNICEF, 2008）。途上国の都市部での同割合は94%（UNICEF, 2008）であるため、「ナ」国におけるミレニアム開発目標達成には、都市給水の改善が依然重要課題である。

自然増加や経済成長に伴い雇用を求める人口の流入も加わって、連邦首都地区は人口225万人（2011）、年人口増加率9.3%（2006）となっている。アフリカで最も人口増加が著しい都市の一つで、貧富の拡大と急激な居住環境の悪化

をもたらしている。連邦首都地区において改善された水源を利用する人の割合は41% (2011)と全国の都市部平均 (74%)を大きく下回っている。住民は水売りから水を購入しているが衛生的とは必ずしもいえず、また川の水を飲料水として利用する住民も少なくない。特に都市周辺の未開発地域で人口が急増しており、同地域の水需要は急速に高まっている。連邦首都地区の住民の8割は、アフリカの住民が平均で1日63リットルの生活用水を使用するのにに対し、1日30リットル以下の生活用水しか確保できていない。

上記状況下、連邦首都地区水道公社にとっては、給水エリアの拡大が急務となっている。同水道公社は現在、ウスマダムを水源とする浄水場2か所 (各24万m³/日)を有しているが (ただし1か所はリハビリ中)、給水量の増加のために新規浄水場4ユニット (各24万m³/日)を建設しており (水源はウスマダム及びグララダムからの導水)、完成すれば浄水能力は現在の3倍になる。また、新規浄水場からの送水管と配水池を備えた増圧ポンプステーションも建設中であり、これらを通じて未給水区域への給水拡大を進めているが、進捗は遅れているとの報告もある。さらに世銀の支援により衛星都市向けの配給水管路網の拡張が行われているが、これらの取り組みによる給水状況がどのように改善するのか、全体像が不明である。

連邦地区水道公社が抱えるもう1つの問題が50%とされる無収水率の高さである。無収水の原因としては、配水管の老朽化による漏水や盗水等と考えられるが、漏水探知能力・技術の低さにより、漏水に迅速に対処できていない実態がうかがえる。またバルクメーターが欠如していることから、そもそも損失水量がきちんと把握されていない可能性がある。一方、顧客のデータベース管理が不十分であるため料金請求がきちんとおこなわれておらず、不十分な給水サービスに対する顧客の料金支払い意思の低さも相俟って、料金徴収率は低く、水道公社の財政運営は大きく圧迫されている。同公社は、各戸メーターの設置、違法接続撲滅キャンペーン、料金請求システムの改善等を進めるとしており、無収水の削減とともに料金徴収の強化が同水道公社の経営改善に不可欠である。

連邦首都地区については調査対象として水道公社から要請のあった上水道セクターを中心に調査を行う。給水率の低さ、無収水率の高さ、財務・経営状況の悪さ等が課題と考えられるところ、円借款による給水ネットワークの拡充や技術協力による無収水対策・経営改善等を念頭に、連邦地区水道公社の運営体制全般 (組織、人員、給水施設、運営維持管理、経営状況、料金徴収、PPP検討・実施状況等)について情報を収集し、課題を明確にする。その上で、連邦政府水資源省及び連邦首都地区水道公社の課題解決に向けた方針、他ドナーの支援状況等を踏まえ、JICAとしての具体的な協力可能性を検討する。2011年に連邦首都地区を含む「ナ」国中央部では流行したコレラにより1,716名が亡くなっている。また、給水改善に伴い増大する廃水処理も考慮することが必要となること、下水 (衛生セクター含む)についても資料収集を中心に現状及び課題把握を併せて行うこととする。

8 業務の範囲及び内容

本調査団は連邦首都地区にて調査を行うコンサルタント2名、ラゴスにて調査を行うコンサルタント2名、JICA調査団員2名の合計6名で構成される。本コンサルタント団員は連邦首都地区のみにて調査を行い、もう1名の[水道施設・維持管理]団員と協議・調整しつつ、既存文献調査及び現地調査を通じて、担当分野にかかる以下の項目にかかる情報を収集・確認し、体系的に取りまとめ、連邦地区水道公社の運営体制全般について情報を収集し、課題を明確にする。その上で、連邦政府水資源省及び連邦首都地区水道公社の課題解決に向けた方針、他ドナーの支援状況等を踏まえ、JICAとしての具体的な協力可能性を検討する。また、[水道施設・維持管理]団員の取りまとめ業務に協力する。

具体的担当事項は次の通りとする。

[水道政策・組織・経営]

(1) 国内準備期間 (2013年7月中旬)

- ア 要請背景・内容の把握、関連既存資料・情報 (要請書・関連報告書等)のレビューを行う
- イ 担当分野にかかる事前調査計画・方針案を検討する
- ウ 「ナ」国関係機関 (C/P機関等)、他ドナー等に対する質問票 (案) (英文)を作成する
- エ 担当分野にかかる現地調査方針 (案)を検討する
- オ JICAとの打合せや現地調査方針会議等に参加し、担当分野にかかる調査計画を説明する

(2) 現地派遣期間 (2013年7月下旬～2013年8月中旬)

- ア JICAナイジェリア事務所等との打合せへ参加する
- イ 「ナ」国関係機関との意見交換及び現地踏査を行う
- ウ 連邦首都地区水道公社の水道政策・組織・経営にかかる現状把握及び資料・情報を収集する
 - (ア) 連邦首都地区上水道セクターにかかる政策、担当機関及びそれぞれの役割
 - (イ) 上水道セクターにかかる中・長期計画とその進捗状況
 - (ウ) 上水道サービスの現状 (運営状況等)と課題、改善方針
- (イ) 連邦首都地区水道公社にかかる
 - a 組織・人員体制、人材育成の状況及び将来計画
 - b 資産管理の状況
 - c 財務状況及び改善計画
 - d 料金体系・料金徴収状況、将来の改善計画
- エ 連邦首都地区上水道セクターにおける政策・組織・経営面での他ドナーの支援状況を把握する
- オ 連邦首都地区の下水及び衛生サービスにかかる政策、組織、運営・維持管理状況等の現状把握及び資料・情報を収集する
- カ 担当分野にかかる現地調査結果をJICAナイジェリア事務所等へ報告する

(3) 帰国後整理期間 (2013年8月中旬～2013年8月下旬)

- ア 帰国報告会、国内打合せ及び担当分野にかかる結果を報告する
- イ JICAと打合せを行う

- ウ 上記の調査結果を踏まえた課題の取りまとめ、JICAによる協力の可能性及び協力ニーズの整理に協力する
- エ 担当分野にかかる調査報告書(案)を作成し、全体の取りまとめに協力する

9 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(2)基礎情報収集・確認調査報告書(案)(担当分野)とする。

(1) 業務計画書

契約約款第2条及び附属書「仕様書」第7条に基づき、契約締結から10日以内に業務計画書を提出する。

和文各3部(JICAナイジェリア事務所、JICA地球環境部、JICAアフリカ部)

(2) 基礎情報収集・確認調査報告書(案)(担当分野)

和文各3部(JICAナイジェリア事務所、JICA地球環境部、JICAアフリカ部)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出すること。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

ア 航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html

プロポーザルの提出(見積書)を参照のこと。

イ アブジャ及びラゴス市における業務を対象に、17,300円/泊の宿泊費単価を適用する。

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針及び業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

特になし。

(4) 必要予防接種 黄熱病 入国に際してイエローカード(黄熱病予防接種証明書)の提示が必要です。

(5) その他

ア 調査団員構成

本調査における団員構成(予定)は以下のとおり。

(ア) 総括(JICA)

(イ) 協力企画(JICA)

(ウ) 水道施設・維持管理(コンサルタント) 於アブジャ

(エ) 水道政策・組織・経営(コンサルタント) 於アブジャ

(オ) 衛生環境インフラ(コンサルタント) 於ラゴス

(カ) 衛生環境に係る政策及び社会条件調査(コンサルタント) 於ラゴス

イ 本コンサルタント団員は、他の団員と同時に現地調査を開始し、JICA団員以外の帰国後も情報収集を継続して行う。

ウ 現地調査期間は、2013年7月22日～2013年8月13日を予定している。